第三十五条第一項中「次に掲げる事項」の下に「（拡大治験を実施する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項に限る。）」を加える。

第三十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、拡大治験を実施する場合にあっては、この限りではない。

第三十六条に次のただし書を加える。

ただし、拡大治験を実施する場合にあっては、実施医療機関が在庫として保管する再生医療等製品の中から、治験製品として使用する再生医療等製品を当該実施医療機関に選定させること又は自ら治験を実施する者自ら選定することができる。

第三十六条に次の二項を加える。

2　自ら治験を実施する者は、前項ただし書の場合には、適切な製造管理及び品質管理の方法が採られている場合において、治験製品の容器又は被包に前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を邦文で記載しなければならない。

3　第五十八条に規定する治験製品管理者は、第一項ただし書の場合には、当該治験製品とそれ以外の再生医療等製品とを区別して適切に管理しなければならない。

第七十一条中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　被験者が負担する治験の費用があるときは、当該費用に関する事項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百三十一号

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十八号）第二条の規定に基づき、及び同令を実施するため、参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を次のように定め、平成二十八年七月二十一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十八年七月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　参観の対象となる施設　京都市に置かれる迎賓館の施設

二　参観の認められる年齢　十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者を除く。）

三　参観料の額

次の区分による額とする。ただし、内閣総理大臣が特に必要と認めるときは、参観料を減免することができる。

1　自由参観

（一）一般参観料

（1）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一名につき一回　千円

（2）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（1）に掲げる者を除く。）　一名につき一回　五百円

（二）団体（二十人以上）参観料

（1）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一名につき一回　八百円

（2）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（1）に掲げる者を除く。）　一名につき一回　四百円

2　ガイドツアー

（一）一般参観料

（1）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一名につき一回　千五百円

（2）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（1）に掲げる者を除く。）　一名につき一回　七百円

（二）団体（二十人以上）参観料

（1）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一名につき一回　千二百円

（2）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（1）に掲げる者を除く。）　一名につき一回　六百円

3　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した場合に限り、本人及びその付添人（付添人が二人以上あるときは、一人に限る。）　免除

○国家公安委員会告示第三十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人島根県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十一日

国家公安委員会委員長事務代理

国務大臣　岩城　光英

一　公益財団法人島根県暴力追放県民センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　早川　忠義

㈡　変更後の代表者の氏名　高尾　羊一

二　変更を行った年月日　平成二十八年六月二日

○金融庁告示第三十六号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月二十二日から適用する。

平成二十八年七月二十一日

金融庁長官　森　信親

第一条中第百三十四号を第百三十五号とし、第二十八号から第百三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　ＤＢＳ証券準備株式会社

○外務省告示第二百九十四号

平成二十八年七月八日にローマで、ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十八年七月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十五号

モンテネグロ政府は、平成九年九月十二日にウィーンで作成された「原子力損害の補完的な補償に関する条約」の加入書を平成二十七年四月十七日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十七年七月十六日にモンテネグロについて効力を生じた。

（平成二十七年五月七日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十八年七月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十六号

インド政府は、平成九年九月十二日にウィーンで作成された「原子力損害の補完的な補償に関する条約」の批准書を平成二十八年二月四日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年五月四日にインドについて効力を生じた。

（平成二十八年三月十日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十八年七月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十七号

一　ブルガリア共和国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を平成二十八年三月十四日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、平成二十八年七月一日にブルガリア共和国について効力を生じた。

二　ウガンダ共和国政府及びブラジル連邦共和国政府は、前記の条約及び議定書の批准書を、それぞれ、平成二十八年五月二十六日及び同年六月一日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同条約及び同議定書は、平成二十八年九月一日にウガンダ共和国について、また、同年十月一日にブラジル連邦共和国について、それぞれ効力を生ずる。

（平成二十八年三月十八日付け、同年六月三日付け及び同年六月十日付け欧州評議会事務局書簡）

平成二十八年七月二十一日

外務大臣　岸田　文雄